

「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」（以下「条例」という。）を制定するにあたり、犯罪被害者等の支援に係る専門的な意見を聴取するため、さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、条例の制定に関する事項について意見交換を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関職員
- （3）関係団体の構成員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から条例が制定される日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（座長）

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、市民局市民生活部市民生活安全課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、条例の制定をもって廃止する。